

遊牧から漁撈牧畜へ

——定住化政策下のカルムイクについて (18世紀後半～19世紀中葉)

井上 岳彦 大阪教育大学 特任講師

INOUE Takehiko

E-mail: inoutkhk@gmail.com

2020年3月12日投稿受付 / 2020年3月30日採択決定

Abstract

The purpose of the paper is to explore how the Kalmyks transformed into semi-sedentary life between the second half of the eighteenth and the middle of the nineteenth centuries. The modern European countries, including the Russian empire, decreased the mobility of the nomadic people and focused on turning them into settled people. Previous nomadic studies often identified sedentarization with turning into peasants. However, the paper explained that not only the Kalmyks but also the Russian steppe did not necessarily consider sedentary life and agriculture as a non-divisible set. For example, a Kalmyk noyon Zamyán from the Khoshod tribe required fishing grounds of good quality in return for introducing sedentary life in the second half of the eighteenth century. The abundant fishery resources in the Volga-Caspian regions saved the pastoral people and kept their resilience. The historical materials show that the Kalmyk Buddhist community in Baga-Tsokhul district required the land ownership of fishing grounds and identified themselves as the vanguard of sedentarization in the first half of the nineteenth century. Fishing was a makeshift economy of the Kalmyk nomads. Nevertheless, the 1847 Regulations ignored the importance of fisheries for Kalmyk pastoralism and the regulations limited catching fish species and fishing grounds for the Kalmyks. This research is based on the archival manuscripts from the National Archive of the Republic of Kalmykia and the Russian State Historical Archive in Saint Petersburg.

Keywords subsistence, pastoralism, fishing, sedentarization, makeshift economy

キーワード 生業、牧畜、漁撈、定住化、メイクシフト・エコノミー

I はじめに^{*1}

現在のロシア連邦カルムイク共和国に、もはや遊牧民はいない。17世紀初め以来、カルムイクとロシアの接触が起き、さまざまな衝突と相互交流を繰り返したのち、18世紀になるとロシアの支配が優勢となった。ロシア帝国はカルムイクの遊動を制限し、カルムイク社会を定住・農耕社会に転換させようとしたと言われる^{*2}。こうした定住化の志向はソ連にも継続され、1933年からの第2次五カ年計画によって、カルムイクの定住化はほぼ完了した(井上 2014)。しかし定住化したすべてのカルムイクが、必ずしも農耕生活を送るようになったわけではない^{*3}。

従来の多くの研究は遊動牧畜から定住農耕へという単線的な移行を語ってきた。しかしそこでは、生き方そのものを転換する際に起こる生存のための紆余曲折の過程は見落とされがちである。本稿が対象とする18世紀後半から19世紀半ばまでは、カルムイクがロシアの支配を受け入れていくとともに、ロシア社会に適応していく社会変容の時代でもあった。カルムイクの大部分はロシアとの摩擦を避け、1771年に故地ジュンガリアに移動す

ることで活路を見出そうとした。他方、ロシア支配下での生存を目指した勢力はロシア政府の要求や目標を受け入れたが、ロシア帝国における脆弱な統治はカルムイクに十分な生活の保障を提供することができなかった。ここに至り、カルムイクには生存のためのせめぎ合い、生存のための柔軟性と自己変容が求められたのである。その生存戦略のひとつとして、カルムイク社会において漁撈の重要性が増した^{*4}。

本稿は、これまで一括りにされがちだった定住生活への転換と農耕生活への転換の関係を再考し、18世紀後半から19世紀半ばにかけて定住化政策の下にあるカルムイク社会の生業関係、特にカルムイクの漁撈について検証する。また、カルムイクが生業（牧畜／漁撈／農耕）や生活様式（遊動／定住）に対して、どのような態度をとってきたのかを明らかにする。

研究対象

カルムイクはモンゴル語系言語を話す民族オイラドの一部である。オイラドのトルグード（またはトルゴド）族を中心に、西モンゴルから徐々に西進し、1630年代にヴォルガ川左岸ステップに進出した。17世紀半ばにオイラド（カルムイク）はノガイを駆逐・吸収して、ヴォルガ両岸のステップを支配するに至った。その後、ロシア（当時モスクワ大公国）と同盟関係を結ぶも、次第に政治的・経済的に圧倒されるようになった。また18世紀半ばに同じオイラドで中央アジアに君臨していたジュンガルが清朝によって滅亡させられると、代わって東方で勢力を拡大させるカザフの圧迫を受けた。1771年1月、オスマン帝国と戦うロシア政府からの動員圧力などを理由に、トルグード族のタイシ・ウバシを中心とするヴォルガ・カスピ地域の大部分のオイラドは、新たな政権樹立のために中央アジア・ジュンガリアを目指してロシア帝国を離脱した。中央アジアを目指したオイラドは、カザフなど周辺諸民族の襲撃に壊滅的な被害を受け、最終的に清朝皇帝に忠誠を誓うことになった。

他方、残留者は少数派だったが約11,000世帯を数え、東遷を望まなかった者、何らかの理由で留まらざるを得なかった者、途中で捕獲され追い返された者などから構成されていた。彼らはヴォルガ右岸を中心に、ロシア帝国の中で生きることになった。それまで中心的存在として活躍してきたトルグード族^{*5}（は首領（ノヨン）がロシア貴族化し、残留カルムイクの内部ではむしろドウルベド族やホシヨード族の勢力が優勢となった。

カルムイクと交渉し監督するロシア中央官庁は、以下のように変化した。

1718年以前	使節庁
1718年～1802年	外務参議会
1802年～1825年	外務省
1825年～1847年	内務省
1847年～1894年	国有財産省
1894年～1917年	農業国有財産省（改組）

使節庁、外務参議会、外務省はいずれも外交を司る官庁であり、18世紀に徐々に進む保護の下にあってもカルムイクはロシアとのあいだで形式的には外交関係を維持したのである。内務省の管轄に移る1825年をもって名実ともにカルムイクはロシア帝国内に編入された。さらに1847年からは、国家資産（土地、森林・水資源など）を管理し国有地の農民や外国移民を監督する国有財産省がカルムイクの監督を行なうようになった。後述するが、これはカルムイクをロシア農民に変える実験的な措置だった。このように、本稿が論じる18世紀後半から19世紀中葉までは、1771年の東遷事件によってヴォルガ・カスピ地域における勢力図が様変わりするとともに、（首尾一貫した政策だったわけではないが）カルムイクを国有地農民に転換させようとさまざまな措置が採られた激動の時代だった。

19世紀前半、「カルムイク・ステップ」はアストラハン県の下位行政区分（郡レヴェル）に位置付けられた。ステップは、さらに9つの「郷（ロシア語でウルス、カルムイク語でノトグ）」という行政区分に分けられていた。

地域の特徴としては、大きく東部と西部に分類することができる。現在のヴォルゴグラードの南部から現在のエリスタ付近にかけてエルゲニ丘陵が南北に走っている（距離350キロメートル、幅20～50キロメートル、標高160～221メートル）。そこからカスピ海に向かって非常に緩やかに標高は低くなり、カスピ海沿岸低地となる。気温は夏に摂氏40度、冬にマイナス20度に達する。平均気温は7月で25度、1月がマイナス6度である。西部に延びるエルゲニ丘陵の降水量は年間300～400ミリメートルで、比較的緩やかな気候である。東部は年間200ミリメートル未満で東に進むほど乾燥が厳しく、東あるいは北東から乾燥した風が吹く。カルムイク・ステップ全体で平均の積雪深は10～20センチメートルで、内部の河川システムが非常に脆弱である。西部は6～8パーセントの腐植土を含むチェルノーゼム（黒土）地帯であり、豊かな草原が広がる。沼沢地もあり家畜への給水も比較的容易である。最西部には森林もある。南部も温暖で窪地が多く、伝統的な冬営地として使用されてきた。しかし、東部の土壌はカスタノーゼムとソロンチャックであり塩類集積が起きている。水はときに硝酸塩など含み、人のみならず家畜にとっても有害なことも少なくない。このように、カルムイク・ステップの生態環境は地点によって大きな差異があり、必ずしも牧畜に適した土地ばかりではなかった。にもかかわらず、郡レヴェル（1800年）や郷レヴェル（1834年）での行政区分が人工的に設定され移動の制限を受けたために、当初カルムイクの牧畜経営は天候条件などの外的要因の前に脆弱性を見せ、大きな損害を被ることも少なくなかった^{*6}。

論文構成

以下、本稿ではまず、ロシア支配下にあるカルムイクの政治的・社会的状況について、身分規定の議論から考察し、カルムイク、ヴォルガ・カスピ地域、ロシア帝国における漁撈の社会的、法的な位置づけについて検証する。次に、18世紀末にホショード郷を治めるザミャンという首領（ノヨン）がロシア政府の呼びかけに応じて定住した事案から、カルムイクの定住の条件、つまり良質な漁場の重要性について考察する。さらに、ツアガン＝アマンという漁場をめぐるバガ＝ツォフル郷の仏教寺院、アストラハン県、国有財産省のやり

取りを通して、カルムイクの定住化と牧畜・漁撈・農耕の生業に対する各アクターの動向を明らかにする。

II 遊牧民の定住化とロシア国家

カルムイクの生存戦略と生業の関係を説明する史料は、カルムイク側にほとんど残されておらず、ロシア側の史料に頼らざるを得ない。そのため本節では、ロシア国家が遊牧民とどのように接してきたのか、支配するロシアの視点から説明する。そこで、まずカルムイクが組み込まれていた「異族人」というロシアの法的身分の内容について改めて明らかにし、次にロシアの入植と遊牧民統治について国有財産省という官庁の成立と合わせて考察する。

異族人の可変性

1552年のカザン・ハン国征服、続く1556年のアストラハン・ハン国併合以後、ロシア国家は広大な「東方」を支配下に編成し包摂していった。17世紀にはシベリアを越えて太平洋に到達した。南方にも拡大を続け、18世紀末には右岸ウクライナを、19世紀初めにはグルジアを併合した。帝国の拡大とともに、非ロシア系住民も急速に増えた。ロシア官僚はバシキール、カザフ、カルムイクといった牧畜を営む隣人について「野生の馬」、「野蛮で、手に負えない、不忠実な人々」などと呼んだ (Khodarkovsky 2001: 10)。18世紀末から19世紀前半の西欧社会においては、はるか彼方のステップの遊牧民やシベリアの狩猟民についてロマン主義的な想像力が掻き立てられたが、ロシアとそれらの人々は生活空間が近く、しばしば直接的関係を持っており、異種としてその存在を分類・管理することがロシアにとってきわめて重要となったのである (Sunderland 2004: 102)。

ニコライ一世時代に編纂された『ロシア帝国法典』は「本源적住民 природный」や「外国人 иностранец」とは別に、「異族人 инородец」という身分を規定した。法律上、異族人は帝国の一般法には服属しない人々であり、自らの現地慣習と伝統的指導原理を維持し、一定の特権（もっとも注目すべきは、徴兵からの免除）を享受した。この異族人には、シベリアの諸民族、アルハンゲリスク県のサモエド、カフカスの遊牧民、アストラハン県とカフカス地方のカルムイク、さらにユダヤが入った。しかし西山 (2002: 44-45) が述べているように、異族人という身分法上の規定は、「その枠を越えて、帝国のロシア的ならざる人々、つまり非ロシア系住民」に対して汎用され、身分上は国有地の「農民」に編成されたタタールをはじめとするヴォルガ流域の諸族も、次第に異族人と呼ばれるようになった。この身分には「異質で排除されるべきもの、同質化＝同化を求められるべきもの」としての意識が潜んでいる、と西山は指摘する。

スロークム (Slocum 1998) が指摘するように、そもそもユダヤを異族人に分類している点において、この身分の定義は根本的に曖昧となっている。異族人は「文明的発展」というレヴェルの指標なのか、それとも人種の差異を法的に説明したものなのか。前者であれば、異族人は啓蒙時代概念である「社会的進化」によって、外部の地位へと「昇格」が可

能なはずである。他方、これが人種的な示差性を指すならば、不変の差異の身分を示すことになる。非常に曖昧な身分だが、「異族人」に分類されたユダヤを除く「東方」に居住する人々には、帝国一般法にもとづき統治される定住農耕民へと生活様式を転換することが期待された。しかし他方で、差異の不変性も同時に抱えている身分だった。定住した異族人が最終的にどのように異質性のラベルを剥がされるのかという問題は明確ではなかった。そのため、「異質な者」としての異族人の適用範囲は帝国の拡大とともに広がっていったのである。

異族人身分としてのカルムイク

ここからは、本稿が扱う18世紀後半から19世紀中葉に、この「異族人」という身分がどのようにカルムイクに適用されたのか、時代ごとの変化に注意しつつ確認する。まず17、18世紀においては、「異教徒 иноверец」や「異邦人 иноземец」などの呼称が一般的だった。最初に異族人という身分が法的に規定されたのは、ミハイル・M・スペランスキーが編纂した「異族人統治規程」(1822年)であり、当初シベリア先住民を対象としていた。これと同時に「キルギズ=カイサク規程」(「キルギズ=カイサク」はカザフのこと)も制定された。この1822年の規程で、その「市民としての教育水準の違い」や「現在の生活様式」から判断して、異族人を1)「定住」(都市や農村に定住しているが、イスラームや異教を信じる人々)^{*7}、2)「遊牧」(遊動牧畜をしている人々)、3)「浮浪」(場所を変えながら漁撈している人々)、の3カテゴリーに再分類している(ПСЗ-1. Т. 38. № 29126. С. 394)。

生業について「異族人は各種族に指定された水域や土地で農耕、牧畜、地方の諸産業に従事する完全な自由を有する」(ПСЗ-1. Т. 38. С. 394. № 29126. § 29)と規定される一方で、「遊牧異族人は概ね従来の権利を維持」し、「耕作が増えたとしても、その意思に反して農民身分に換えられることはなく、概して彼ら自身の願望なくして何かしら別の身分に含まれることはない」(ПСЗ-1. Т. 38. С. 394. № 29126. § 25)とされた。また異族人の所有する土地に対して、ロシア農民が勝手に住み着くことも許されなかった(ПСЗ-1. Т. 38. С. 394. № 29126. § 31)。このように当初の規定では、「異族人」を定住農耕生活に移行させるという明確な文言はない。

1835年12月28日に公布された『カルムイク統治規程』(ПСЗ-2. Т. 10. Прибавл. к т. 9. С. 18-40. № 7560a)は、5年の義務免除付きで、コサックになりアストラハンやコーカサスで勤務するという他の身分への転換を規定している。これはコサックによる定住化を目指しているとも読み取れないことはないが、政策としてカルムイクの生業をどのように位置づけているのか明確ではない。のちにカルムイクの監督を行なうことになる国有財産省の設置(1838年4月30日)に際しても、はじめにカルムイク人にも適用されることが述べられる。しかしカルムイクに関する特別な規定はなく、その他の国有地農民の規定に準じる形がとられている(ПСЗ-2. Т. 13. С. 405-654. № 11189)。

1847年に新たに制定された『カルムイク統治規程』(1835年と同名の法律だが、内容は大きく異なる)では、カルムイクと土地との関係が示された。

- 第8項 カルムイクには、製塩が行われている塩湖のそばやその運搬を行なう道路付近に遊牧地を持つことや家畜に牧草を食ませることは認められない。しかしまだ製塩がなされていない塩湖にはこのことは適用されない。
- 第9項 カルムイクに割り当てられた土地に生える根のある森林をカルムイクは利用できるが、そうでなければ地方当局の許可が必要である。
- 第10項 土地利用の権利に関して、カルムイクは割り当ての土地に家屋を建てること、初歩加工工場や製作工場を設置すること、庭園、森林、菜園にすること、耕作すること、あらゆる収益地として利用することができる。しかし国庫から一任された漁場ではせいぜい10サージェン規模、徴税請負人によって指定された土地では чистяковая рыба* の魚獲りだけが許されている。そのうえ自家利用のみであり、決して販売してはならない。
- 第11項 部外者が政府の許可なしにカルムイクに割り当てられた土地に住むこと、放牧のために自分の家畜を入れること、カルムイクから購入後に養育のために家畜を置いておくことは、対立した場合農場施設や家畜を没収され売却されカルムイク社会基金に回収される危険がある。

(ПСЗ-2. Т. 22. С. 349-350. №. 21144)

*目の細かい網で獲れる魚、こい・すずきなどの総称を指す чистиковая рыба (チヨウザメなどの高級大魚ではない) のことか。

以上のように1847年の規程はカルムイクの土地利用について規定しており、カルムイクとその他の住民との対立を回避させるとともに、第8項や第10項にあるように、地方経済においてカルムイクの活動からロシア側の経済を守るという意図がうかがえる。特に第10項は興味深く、前半で定住農耕への転換を控えめに推進しつつ、後半部分で漁撈利用に制限を加える書き方をしている。先の1835年の規程が1847年に改訂される間に、第IV節で説明する漁場問題が起こっている。この問題は第IV節の最後に再度考察したい。

本節では異族人身分規定の曖昧性について考察した。法規定からは、異族人は強制的ではなく控えめながらキリスト教に改宗し定住農耕に生活様式を転換していくことを要求されていることがうかがえる。しかし、その「出口」は明確ではない。カルムイクも遊牧異族人に分類され、1847年の規程で土地との法的関係が明らかにされた。そこではカルムイクに牧畜や農耕の自由とともに、漁撈に従事する自由も規定されていた。先に見たように1822年の「異族人規程」では、漁場を転々とする漁撈民については「浮浪異族人」という分類がなされたが、漁場を移さないで漁撈する人々はどの分類に入れられているのか。そもそも牧畜民にとって漁撈とは歴史的にどのような位置づけだったのか。次の節では牧畜民の生存戦略としての漁撈について検証する。

Ⅲ 生存のための漁撈

人々の生存維持の戦略、人々の生存のための主体的な実践への関心は歴史学でも近年高まっている^{*8}。戦争、雪害や旱魃といった自然災害、畜疫の発生などによって、牧畜民が貧

困に陥る危険性が慢性的に存在した。そうした危機において、牧畜民がとった生存維持の方法を明らかにする必要がある。そのひとつが漁撈である。

牧畜民が漁獵や採集に従事することは決して稀なことではなかった。カルムイクにおいて狩猟は食料調達において補助的役割を持つとともに、娯楽や軍事教練としての部分もあった。一方漁撈については、17世紀後半にはすでにカルムイクのあいだで重要性が増しはじめ、18世紀には漁場をめぐる争いがカルムイクとロシアのあいだで起こるようになる。特に、貧困者にとっては最後の命綱のひとつとなっていた、とマイケル・ホダルコフスキーは指摘する (Khodarkovsky 1992: 24-25)。

カルムイクの漁撈

漁撈が伝統的に牧畜民を生命の危機から救ってきたことを民族の伝承は示唆する。これらは、牧畜民が漁撈によって窮地を脱し再生する物語となっている。例えば、『元朝秘史』には貧窮するテムヂン一家が魚獲りで糊口を凌いだ逸話がある (小澤 1997: 59)。またオイラドの英雄叙事詩『ジャンガル』では、勇士ホンゴルが魚を食し九死に一生を得たことが詠まれている (若松 1995: 65)。

しかし、カルムイクと魚の関係について伝える現存史料はそれほど多くはない。前近代カルムイク史研究で活躍するヴラディーミル・テプケーエフの研究には、17世紀にふたつの事例を見出すことができる。1636年、トルグード族の集団がシベリアのトボリ斯克まで20日ほどのイシム川付近に近づいた。接近の意図を尋ねるためロシアの使者パーヴェル・ヴィホツツェフが派遣されたが、彼は結局トルグード族とはイシムで会うことができず、すでにアラル海のカラクムに移った彼らを発見した。カラクムのトルグード族の説明では、イシム川にはただ魚獲りのために人を派遣したという。彼らは今後もシベリアの都市付近で放牧するつもりはないと話した (Тепкеев 2012: 69)。トルグード側の主張の真偽は不明だが、牧畜民が魚獲りにシベリアの川を訪ねるという説明が成立し得たということ、この事例は示唆する。

もうひとつの事例は、次の内容である。1645年からトルグード族のホ＝ウルリュクと息子ダイチンはヴォルガ右岸へ渡り、徐々に黒海を目指した。カルムイクに追われたノガイは、クリミア・タタールを頼り逃げ込んだ。ところが1647年、クリミア半島周辺ではイナゴの襲来があり、穀類を含むあらゆる草木が食い尽くされる被害があった。やむを得ず、ノガイはペレコプ要塞を越えて北上したが、カルムイクが大挙してドン地方に向かっていく報を受けて、大混乱に陥った。そのような混乱の中でドン・コサックはカルムイクを受け入れ、チェルカスクで彼らに食料を販売した。カルムイクは2昼夜ドンに滞在し、小麦、キビ、乾パン、そして魚を買い、馬をコサック側に売った、という (Тепкеев 2012: 168-171)。後者の事例では、カルムイクが馬との交換で購入した魚を転売する可能性も否定できないが、自らの食料だったのではないかと推測され、当時のカルムイクに普段から魚食習慣があった可能性を示す。

ヴォルガ・カスピ地域のその他の牧畜民も同様に、危機に際して魚に依存していたことが窺い知れる。1630年12月から始まるカルムイクの度重なる襲来は、ノガイやタタール

をパニックに陥らせた。1634年にはノガイの多くがヴォルガ西岸の、魚を獲るための築のある地域やモチヤギと呼ばれる下流の低地帯へ移動した。わずかに残ったノガイは、「カルムイクによる破壊のせいで零落し、さらには野垂れ死んだり飢えのために死ん」だりした。こうした状況に対して、アストラハン県は追加でノガイのムルザに漁場を割り当てた（Тепкеев 2012: 43）。ヴォルガ・カスピ地域においては、魚への依存は牧畜民だけではなくた。中村（2007: 65）によれば、ヤイク・コサック（カザーク）では周辺の遊牧民の襲撃を恐れて耕作が行われず、カスピ海からヤイク川を遡上する魚を捕らえるのが、もっとも重要な稼業となっていた。この状況は17世紀、18世紀はもちろん19世紀に入ってからも続いた、という。

ヴォルガ・カスピ地域という特殊性

生存のための営為として漁撈が重要となる背景のひとつには、カスピ海沿岸低地のもつ地域の特徴がある。カスピ海沿岸低地は夏季に高温・乾燥状態になる一方で、冬季も低温で強風が吹き、自然環境条件は牧畜にとって厳しい。旱魃や雪害、イナゴの大発生、畜疫などによって、畜群に甚大な被害を出すことも少なくなかった。そのためこの地域で、危機を回避しながら牧畜を継続するには遊動が不可欠だったと考えられる。しかし時を経るにつれて、ロシアからの圧迫、内部抗争、カザフなどの周辺遊牧民との対立などによって、当該地域での牧畜に必要な自由な遊動がカルムイクにとって、徐々に困難になっていった。そのことに伴って、生存のための漁撈はカルムイクにとって重要性を増したのではない。表1は、19世紀に入ってからのカルムイク・ステップの家畜頭数の変化を表している。すでに述べているように19世紀には、カルムイクは完全にロシアの支配下に入った。ほぼすべての牧地はヴォルガ右岸に画定され、牧畜のための移動も郷内に制限されるようになった。しかしだからと言って、ロシアの脆弱な行政機構には牧畜民を自然災害から保護するだけの能力はなかった。表1が示すように、家畜頭数には大きな変化があった。ラクダと馬の頭数減少については、軍事的必要性の低下、役畜供出義務に対する反発という人為的要因もあったとする意見もある（Батыров 2014: 59-60）。しかし全体で見られる頭数の激しい変動は、この地域が戦場になっていないことから、さまざまな自然災害を要因として起こったと考えられる。

表1 カルムイク・ステップにおける家畜頭数の変化

	ラクダ	馬	牛	羊	山羊
1803年	60,452	238,330	166,628	767,398	—
1827年	45,985	160,910	124,690	459,036	12,693
1837年	7,377	19,024	33,308	168,999	6,739
1844年	18,163	46,769	128,247	729,675	35,694
1887年	14,286	63,684	209,637	851,482	15,269
1897年	20,737	53,795	102,401	293,498	6,906
1907年	22,004	60,083	137,482	518,472	—
1915年	20,552	75,980	223,016	915,782	(17,371)

※—はデータなし

井上（2014）より

続いて表2は、ロシア帝国各水域の年間漁獲量を示している。年間漁獲量を見ると、カスピ海が他を圧倒している。続いて内水域（河川・湖沼）も大きな漁獲量を誇る。残念ながら提示できるのは1860年からであり、本稿が対象とする時代よりも後の数字となっているが、ヴォルガ・カスピ地域が極めて豊富な魚資源を有していたことは明らかであり、17、18世紀、そして19世紀前半においても、牧畜の危機のなかでカルムイク人の生存を救うには余りあるほどだったのではないかと推測される。

表2 ロシア帝国各地の年間漁獲量推移

	1860年		1893年		1913年	
カスピ海	200,000t	55.6%	500,000t	43.9%	663,000t	63.1%
アゾフ海・黒海	70,000t	19.4%	140,000t	12.3%	70,000t	6.7%
バルト海	—	—	30,000t	2.6%	42,000t	4.0%
白海・バレンツ海	20,000t	5.6%	20,000t	1.8%	31,000t	2.9%
極東の海	—	—	30,000t	2.6%	105,000t	10.0%
アラル海・バルハシ湖	—	—	10,000t	0.9%	35,000t	3.3%
内水域（河川・湖沼）	70,000t	19.4%	410,000t	35.9%	105,000t	10.0%
計	360,000t	100.0%	1,140,000t	100.0%	1,051,000t	100.0%

Воронова (2005:13) より

以上のように、自然環境の厳しさ、ロシア支配の強化と遊動の制限、ロシア行政の脆弱性による生活保障措置の欠如は、豊富な水産資源をもつヴォルガ・カスピ地域において、カルムイクを漁撈に向かわせることになったと考えられるのである。次節では、漁撈についてカルムイクとロシア政府はどのように考えていたのか、それを示唆する事例を示し、その意味するところを解説する。

IV ザミャンの定住条件

17世紀初めにロシアと接触したカルムイクは、17世紀半ばにロシアに招かれる形でヴォルガ・ステップを支配することになり、ロシアと軍事同盟を結んだ。その後1世紀余、カルムイクはこの地域に君臨し続けたが、次第にロシアの勢力拡大に押し込まれ、1771年ついに大部分のカルムイクは中央アジアへ去る決断をする（1771年の東遷事件）。

子孫に語り継がれる定住の条件

東遷を主導したトルグード・タイシのウバシにとって最大のライバルだったのが、ホシヨードのタイシ・ザミャンである。ザミャンはウバシの父ドンドウク＝ダシ・ハン^{*9}に属民を奪われ、それを引き継いだウバシとも不和となっていた。その頃から、ザミャンはウバシとの勢力争いで優位に立つためにロシアの後援を得ようと、アストラハン県知事ニキータ・A・ベクトフに接近し、定住によってその保護を求めることを模索した。これを契機に、ロシア政府内ではカルムイク全体を定住させるべきか否かで論争が起こったが、カルムイクの頻繁な遊動がロシアの国境地域を荒らす敵対勢力を牽制していること、カル

ムイクの存在がカザフの西進を防いでいること、オスマン帝国との戦いに動員できる機動性に優れた兵力としてカルムイクが有用だと考えられたことなどから、18世紀半ばの時点ではカルムイク全体を定住化させることはロシアの利益にならないと判断された。ザミヤンの定住は例外的に許されたが、このことは定住政策がカルムイク全体に及ぶのではないかと、ロシアに対する強い不信と危惧を招くことになった (Khodarkovsky 1992: 225-226; ПСЗ-1 Т. 16. С. 827-832. № 12198)。以上のように、ロシア側の史料に基づくホダルコフスキーを含む先行研究は、ザミヤンの定住はカルムイク内の敵対勢力 (特にウバシ) との競争の中でザミヤン自身が申し出て選択した結果だとされている。

ところがザミヤンの子孫^{*10}はザミヤンの定住について、別の見解を持っていた。ロシア国立歴史文書館の史料 (РГИА. Ф. 383. Оп. 6. Д. 5374) のなかに、ホシヨード郷を治めるトゥメン家の当主セレブジャブが後世の1843年に、その祖父ザミヤンの事績を述べた箇所がある。セレブジャブによれば、18世紀後半にロシア政府の側が祖父ザミヤンに定住化を促したという。それに対して、ザミヤンからロシア政府に3つの条件が提示された。その条件とは、①公費による木製家屋の建設、②良質な漁場の割り当て、③「ダーチャ」の提供、であった。遊牧首領が定住化に際して要求する内容としては、やや奇妙なものと言えるだろう。これらの条件は何を意味するのか。

まず①は、ロシア政府との関係を誇示できる象徴的な建築物を築かせ、移動天幕を利用する他のカルムイク首領との差異化を要求した可能性がある。18世紀のカルムイク首領層のあいだでは、ロシアの机や椅子など新しい調度品等がもてはやされており (Khodakovsky 1992: 239-240)、木製家屋への憧れもあったかもしれない。またツァーリーツィン近郊のモラヴィア派入植地のサレブタには老若男女問わずカルムイクが物見遊山に押しかけていたということから、彼らにとって木製家屋は全くなじみがないものとは言えなかった (Suter 2006: 50)。

次の②についてだが、定住化による移動範囲の縮小は、牧畜規模の縮小につながる。そのため②が意味するところは、好条件な漁場の割り当てによってその縮小分を補償し、牧畜を漁撈に一部代替させることを求めているのではないか。前節で示したように、魚資源が非常に豊富であること、生態環境条件が厳しいことから、ヴォルガ・カスピ地域において定住民だけでなく遊牧民にとっても、漁撈は生存のために極めて重要な生業だった。カルムイクにおいても、17世紀末にはロシア定住民とのあいだで、漁場や漁具をめぐる対立が起きており、18世紀半ばのロシアとの交渉議題には牧草地の確保、チベット巡礼の許可と並んで、漁場の権利をめぐる問題が重要な項目として挙げられていたのである (Сусеева 2009: 574-579)。つまり漁撈は牧畜、信仰に匹敵する意味をもつ存在であった。定住によって予想される牧畜環境の悪化を良質な漁場の確保によって補償させようとしている点で、この条件はカルムイクにとっての漁撈の重要性を際立たせる。

③について、ザミヤンは他でもないシャンバイ島の「ダーチャ」を要求している。シャンバイ島は蛇行するヴォルガ河の湾曲部にある島で、アストラハン (カスピ海に注ぐヴォルガ河口にある重要都市) とエノタエフカ (そのアストラハンと、ヴォルガ川とドン川に最接近するところにある要塞ツァーリーツィンとの中間地点にあるロシア側の要衝で、1741年に開基) との中間

に位置する。ザミヤンの夏営地（ヴォルガ左岸）よりも南にあり、ヴォルガ渡渉の重要地点とも言えよう。ここでの「ダーチャ」は森林区を意味すると考えられる。森林は家畜に飼料や避暑・防寒の場を提供し、家畜や人を対岸に渡す筏などを製作するための木材を提供するなど、ステップ地域において非常に重要な役割を有していた。以上のように、ザミヤンは定住化の条件として、自らの権威を高めさせつつ、漁撈によって牧畜を一部代替させ、移動拠点と森林資源の獲得をロシア側に提案したと考えられる。

カルムイク側の条件提示をいかに考えるべきか

現段階において、このザミヤンの孫セレブジャブの主張と、ロシアの「公式見解」の整合性について判断を下すだけの補完史料はない。セレブジャブはナポレオン戦争で活躍し、19世紀半ばまでのカルムイク統治においてロシア政府の最大の協力者だった人物である（РГАДА. Ф. 186, Оп. 1, Д. 88）。彼はホショード族とホイド族の権威の正統性を主張することに熱心であり、弟のバートウル＝ウバシは歴史書『四オイラド史』（1801年～1819年）を編纂した。『四オイラド史』の中で弟バートウル＝ウバシは、オイラド諸侯、特にホイド族の系譜がチングス・カンに由来することを主張しつつ、父トウメン＝ジルガランの継父ザミヤン（ホショード族）がチングス・カンに連なる血筋を持つことを伝える。その上で、ジルガランが受けたロシア皇帝エカチェリーナ2世の慈悲を強調し、1771年の東遷事件以後も引き続きロシアへの忠誠を誓うカルムイクが享受する繁栄と幸福を表している（Бадмаев 2003: 124）。このようにセレブジャブは一族の権威付けを追求しており、セレブジャブが後世に祖父ザミヤンの事績を誇張し歪曲している可能性も捨てきれない。

しかし上述のことを加味しても、セレブジャブのザミヤン伝から以下のことは明らかである。つまり第一に、ザミヤンの一族にとってはロシアからの要望で定住したという形が好都合だったということである。それと同時に、先行研究が示してきたように、ロシアにとってはザミヤンからの申し出で定住したことにはしたいという思惑が存在したとも言えるだろう。第二に、ザミヤン一族には、木製家屋、漁場、シャンバイ島を所有することの正当性をロシアとの交渉の歴史のなかに位置付け周知したいという思惑があると考えられる。そして第三に、少なくとも1843年の時点では、ザミヤンの「定住条件」は孫世代のセレブジャブにとって重要視されているということである。19世紀前半において、木製家屋、漁場、森林区はホショード郷のカルムイクにとって非常に重要だったのである。

このように、ザミヤンの「定住条件」のなかに良質な漁場の確保が含まれていることには、定住化を巡る交渉がロシアとのあいだでの生存を巡るせめぎ合いであった可能性を物語っているのである。

V 定住化の「推進者」としての仏教教団

本節は、19世紀前半にカルムイク仏教教団とロシア当局とのあいだに起こった漁場の管理をめぐる議論を分析し、定住化や漁撈に関するカルムイク側・ロシア側の見解を明らかにする。そのあと、国有財産省の設置過程と合わせてカルムイクの定住化について

考察する。

ツアガン＝アマンの漁場をめぐる

ヴォルガ川下流のツァリーツィン（現ヴォルゴグラード、旧名スターリングラード）とアストラハンの中間地点に、ツアガン＝アマンという土地がある。ツアガン＝アマンはバガ＝ツォフル郷にあり、1798年、オルチ・ラマという僧侶がヴォルガ川左岸に仏教寺院を建立したことに始まると言われる（Дорджиева 1995: 47）。バガ＝ツォフル郷はトルグードのハン・ドンドウク＝オムボの子アレクセイ・ドンドウコフ公が1781年まで領有していた。アレクセイ・ドンドウコフ公は、1771年の東遷事件以後もヴォルガ・カスピ地域に残留したカルムイクに対応するため、ロシア政府が内部協力者として着目した人物である。しかし、洗礼を受け帝立陸軍幼年学校でロシア式教育を受けたことが人々のあいだに集団改宗への恐怖を呼び起こし、ドンドウコフ公がステップの支配者に選出されることはなかった（Митиров 1998: 273-283）。子のいなかったアレクセイ・ドンドウコフ公の死後、その相続人は土地とそこに緊縛されている属民に対する権利を放棄し、バガ＝ツォフル郷は首領（ノヨン）のいない国有地となった。国有地では、ロシア当局から指名された管理人が監督をおこなった。

1846年3月9日、カルムイク統治を管轄する国有財産省の大臣パーヴェル・Д・キセリョフのもとに、バクシ・ジンジンというカルムイク僧侶から請願書が届けられた。僧侶ジンジンは、オルチ・ラマの跡を継ぎバガ＝ツォフル郷の仏教寺院の長となった人物である。バクシ・ジンジンは、ツアガン＝アマンの周辺の土地、特に漁場と森林の所有権をめぐる対立について、キセリョフに次の主張を行なったという。

- 1) ツアガン＝アマンのダーチャは、計画、測量簿、領有布告に記載されているように、水域を含む、その土地に属するすべての収益地とともに、地主ヴェゼレフ^{*}からの購入でカルムイク教団の手に渡った。
- 2) アストラハン県知事は、不動産登記証券が不正確に作成されたと断定しているが、元老院によって、上述の土地はバガ＝ツォフル教団の世襲不動産と認定すると判断された。
- 3) 不動産登記証券には土地に付属する水系の売買について言及されていないが、契約や測量簿、領有布告ではヴェゼレフによる16,500デシャチナ^{**}の売却について言及され、その土地の中に水域も含まれている。
- 4) カルムイク人教団は1798年から1826年まで途絶えることなく漁場を所有してきたように、漁場はすでに教団の財産を成している。

国有財産省覚書№1927（1851年8月14日）
（РГИА. Ф. 383. Оп. 14. Д. 16628. Л. 23-27 об）

^{*} アストラハン県のロシア貴族ミハイル・С・ヴェゼレフ

^{**} 1デシャチナ≒1.092ヘクタール

僧侶ジンジンの主張では、ツアガン＝アマンの「ダーチャ」は隣のホショード郷を治めるカルムイク人貴族セレブジャブ・トゥメンの名義で、ロシア地主貴族ミハイル・С・ヴェ

ゼレフから購入され、寺院に寄進されたものだということである。購入に際して測量を行い、その周辺の収益地と非収益地どちらも含む16,500デシャチナの土地を確認し、1798年7月19日に登記を行なった。ツアガン＝アマン周辺の土地すべてが「代々永遠」に寺院の所有であり、そのことを元老院や当時の管轄官庁である外務省も承認しているはずである。つまり、貴族ヴェゼレフが売却したのは、漁場を含む周辺の土地16,500デシャチナ全体であることは間違いない。これが教団側の主張であった（РГИА. Ф. 383. Оп. 14. Д. 16628. Л. 1-206）。

こうした僧侶側の主張に対し、アストラハン県軍務知事イヴァン・C・チミリャゼフは土地が寺院の所有にあるとは認めず、他のカルムイク貧民に「返却」することを主張した（РГИА. Ф. 383. Оп. 14. Д. 16628. Л. 106）。チミリャゼフは、寺院による「搾取」を問題視し教団に対して強硬な態度を採ったことで知られる人物である。僧侶側とアストラハン県の食い違う主張に対して、国有財産大臣キセリョフは、15年前の1831年12月21日に財務大臣と内務大臣の間でツアガン＝アマンの漁場の問題は決着を見ていると述べる。つまり1830年からツアガン＝アマンの漁場は官有となり国庫に年貢を納め、1830年から1834年には年額496銀ルーブル、1834年から1838年には年額600銀ルーブル、1838年から1842年には年額1380銀ルーブルを上納していることが判明した（РГИА. Ф. 383. Оп. 9. Д. 8077. Л. 5）。

ここでキセリョフは話をさらに発展させ、来る1847年から始まる新たなカルムイク統治法と結び付けた。キセリョフによれば、牧畜を営み定住生活をしていないカルムイクが余剰地を持つことは正当なこととは認められず、官有地のカルムイクは徐々に定住生活を受け入れるべきである。それとともに、国有地農民を定住するカルムイクとともに居住させ、穀物栽培のやり方を指導させる。このとき、ツアガン＝アマンの漁場は、定住生活確立までのあいだ無料でカルムイクに利用させるという（РГИА. Ф. 383. Оп. 9. Д. 8077. Л. 8-9）。

これに対し、国有大臣キセリョフの意図を知った寺院側は漁場を取り戻そうと必死の主張をする。寺院の長バクシ・ジンジンによれば、木製寺院^{*11}の周辺には木製家屋があり、穀物の播種を行なっている。製粉所も備えている。さらに、1850年には黒パンと白パンを150メーラ（約2450キログラム）生産したと、寺院側が農業を推進してきたことを強調した（НАРК. Ф. 42. Оп. 1. Д. 42. Л. 1-5）。そしてツアガン＝アマンの漁場が寺院側に戻るからこそが、カルムイク人の定住化を進め、彼らの中に「市民性（гражданственность）」と農耕を養うことにつながると主張した（РГИА. Ф. 383. Оп. 14. Д. 16628. Л. 27-2706）。しかし、以上のような寺院側の主張も空しく、ツアガン＝アマンの漁場は寺院のもとに戻ることなく官有のままと決定された。

この「市民性」という用語について、宇山智彦（2006: 42 n79）は「grazhdanstvennost'」はロシア帝国において極めて多義的に使われた言葉だが、本稿で引用する範囲では、ある民族の文明的な発展の度合い、秩序意識、ロシア的教養・習慣の習得度といった意味であり、『民度』という日本語に近い。しかし、この言葉の多義性と騙し言葉的な性格を示すため、訳語としては直訳の『市民性』を用いる」と説明する。つまり僧侶ジンジンは、カルムイ

クが「異族人」として文明論的に劣ると認識されていること、政府が「市民性」を涵養させロシア社会に近づけようと「努力」していることをよく理解したうえで、政府のレトリックを利用して反駁しているのである。

この事例が示唆することは、国有財産省を中心としてロシア政府はカルムイク人を漁撈民にすることで定住化させ、最終的にロシア農民の教導によって農耕民にするという構想を持っていたということである。それに対し、僧侶側もロシア政府側の論理を利用し、寺院こそが農業の推進拠点であると先端性を主張した。このとき、僧侶側はロシア人の観念の中で農耕と「市民性」が結合しているものだと判断し、カルムイク人に牧畜を止めさせ市民性の涵養を可能にするのは自分たちの事業であると主張したのである。

農耕化と定住化のいずれを優先するか

カルムイク・ステップはそもそもあまり耕作適地ではなかった。耕作適地が限定されるため、水利をめぐる牧畜との競合も発生しがちである。カルムイクなどの遊牧民とロシア国有地農民とを同じ組織で管理し、後者の生活様式に接近させようとする国有財産省の設置が行われた。初代国有財産大臣のキセリョフは「国境地域のモンゴル諸族のロシア帝国一般行政機構への編入が完了したとき、サラトフ県、オレンブルグ県、アストラハン県、スタヴロポリ県のカルムイク・オルダとボケイ・オルダがあいまいな状態のまま取り残されてしまった。そこで国有財産省を設置し、二つのオルダをロシア一般統治に近づけようとした。まずカルムイク人から開始した」(РГИА. Ф. 383. Оп. 13. Д. 14426. Л. 228-239)と述べる。

ロナルド・スーニー (Suny 2001) は、帝政ロシアの民族政策を端的に表現する「ロシア化 Russification」という用語が3つの異なる意味をもつと指摘する。1つ目は、エカチエリーナ2世やニコライ1世の時代に使用された обрусеть や обрусевание という語で、帝国全体に統一的行政を行きわたらせることだった。2つ目は 19世紀半ばまで続く無計画に行われた空間的な обрусение であり、ヴォルガ地域や西スラヴの非ロシア諸民族のあいだで混住によって自然とロシア的生活や言語を修得していったものだった。3つ目は обрусить であり、ある程度強制力を持って文化的にロシア性を植え付けるものであり、特にアレクサンドル3世やニコライ2世の帝政末期にナショナリズムに対抗する国家建設との関係で行われたものだった。国有財産省においてカルムイク政策の目指すところは、上記1つ目と2つ目であった。強制的にロシア正教に改宗させたりロシア語使用を強制したりするものではなく、あくまでカルムイクを遊牧生活からロシア的な生活様式に方向づけるものだったといえよう。

1847年の新法制定はツアガン＝アマン漁場問題の後に行われた。ツアガン＝アマンの問題が直接的に1847年の規定に影響を与えたかどうかは今後の研究課題となるが、1847年の規程は第Ⅱ節でみたように、漁業権の制限が行われている点に注目すべきである。国有地では漁場の範囲がかなり狭く設定され、私有地では魚種の制限が行われている。これは何を意味しているのか。ひとつは採塩用塩湖の保護などが他の項目で挙げられていることから、カルムイクの漁撈からロシア地方経済を防衛するという面があるだろう。魚種

を自家用の比較的小さな魚に限定し、チョウザメなど高級大魚を捕獲させないことによって、カルムイクよりも人数の多いロシア漁撈民が救われる。国有地における漁場範囲の制限は、国有地に居住する割合が私有地よりも多いカルムイク社会において重要である。これは国有地のカルムイクを漁撈に依存させないということであろう。

ツアガン＝アマン漁場問題では、政府側はあくまで漁撈は貧困者の救済のためだけに限定させたいと考えていた。しかし、政府による移動の制限措置によって、第Ⅲ節でみたように、カルムイクの多くの牧畜経営は慢性的な家畜損害の危機にさらされていた。すべての牧畜民が貧困者になる可能性があり、漁撈によって迅速に生活状況の改善を行なう必要があった。魚の販売による家畜の購入も可能となるだろう。寺院は(形だけかもしれないが)定住農耕政策を受け入れロシア的市民性の涵養の推進者となっても、漁場を確保する必要があったのである。ツアガン＝アマンの漁場問題はその背景に以上のような両者の認識の齟齬があると思われる。国有財産省としては、カルムイク遊牧民が定住漁撈生活で定着するのではなく、定住農耕生活に転換することを望み、国有地の漁場範囲を著しく制限したと考えられる。

Ⅵ おわりに：遊動牧畜民が定住漁撈牧畜民となること

遊牧民の定住化はしばしば彼らの農民化と一対で語られてきたが、ヴォルガ・カスピ海地域の豊富な水産資源を有効に利用できるという条件の下で、カルムイクの場合のように農耕の導入よりも定住化政策が優先され、遊動性を欠くことによる牧畜の損失を漁撈で補償する生活様式への転換が一部実行されることもあった。ザミヤンの事例はこれに当たる。ロシア政府は遊牧民の定住を優先し、そのためには牧畜から漁撈への移行もやむを得ないという姿勢をとった。そもそもロシア社会において漁撈の社会的位置づけは決して高いものではなかったが、生存のために牧畜民に漁場をあてがうという窮余の保障政策が長らく採られてきた。

カルムイクにとっても早くから漁場は非常に重要でありつづけた。自然災害などで畜群が大きな損害を被る危険性が慢性的にあり、彼らの生存のための漁撈を行なった。魚食が生命を救うこともあっただろうし、チョウザメのような高価な魚種を販売して家畜の買戻しを行なうこともあっただろう。漁撈はカルムイク牧畜文化に不可欠なものであった。カルムイク牧畜民が漁撈を受け入れる背景には「牧畜を守る」という論理があったと考えられる。

定住化を巡るロシア政府の論理を理解するためには、遊牧民の移動性の制限について考える必要がある。ザミヤンの定住問題(第Ⅳ節)でみたように、18世紀半ばの時点ではカルムイクの遊動が他の遊牧民を牽制しその機動力が軍事的に有効であるとして、カルムイクを定住させないことをロシア政府はむしろ歓迎していた。しかし19世紀になるとカルムイクの移動性は制限の対象となった。まず政府は彼らの移動を行政区分の中に抑え込み、さらにその範囲を細分化させていった。このようにカルムイクの自由な移動を管理したあと、定住農耕あるいはその過渡的段階としての定住漁撈を推進した。この段階に至り

ロシア政府は定住生活への転換を優先し、定住のあり方は農耕でも漁撈でも良いとする姿勢をとるようになったのである。さらに第5節のように19世紀半ばには、国有財産省を設置し土地の法的所有権を改めて確認する中で、ツアガン＝アマンの漁場係争のような事例が生じた。仏教寺院はロシア側のレトリックを利用し、教団が定住を推進している主体だと訴えるが、成功しなかった。漁撈牧畜は貧者の生存方法としては限定的に許可されたが、もともと国有財産省は国有地農民と混住させることによってカルムイクを遊動牧畜生活から定住農耕生活に転換させる実験的組織として誕生したこともあり、その後、牧畜を守る生業として漁撈を選択しにくい形へと、1847年に新たな土地利用に関する規定が作成されたのである。

本稿では扱っていないが、19世紀後半になるとロシア政府内では、カルムイクが家畜を失い貧窮化する事例が深刻な問題に発展する(Митиров 1985)。これは、カルムイクが牧畜民でありかつ漁撈民であった歴史的な経緯を中央政府が無視し、1847年の統治規程の改正によって漁場や魚種を制限させ、カルムイクの生業を牧畜(あるいは農耕)に特化させようとした結果だった可能性がある。牧畜民としての生存のために一時的な漁撈への退避機会を失った貧困カルムイクは、ゲルを用意することもできず半地下住居で定住生活を送り、出稼ぎ労働者として共同体を離れざるを得なかった。

では、漁撈と違って、農耕はカルムイク牧畜文化に不可欠なものにならなかったのか。カルムイクの漁撈文化が「牧畜を守る」論理のなかで、牧畜文化と歴史的に長く共存してきたことは本稿で示してきた。実は、農耕もまた次第にカルムイク牧畜文化に不可欠なものになっていったのではないかと推測される。ロシア政府は19世紀に農耕地域の論理を草原に持ち込み、穀物栽培を通してロシア農民文化への接近をカルムイクに強いようとしたが、そもそもカルムイクの居住する地域に穀物栽培に適した土地は少なかった。実際に栽培されたのは果樹であり、西瓜や芥子菜であり、そして牧草であった。遊動牧畜に必要な移動を制限され、家畜を買い戻すための高級大魚の漁獲を禁止され、カルムイクは19世紀半ばから牧草栽培と干草生産を行うようになったのである。それはカルムイクの「牧畜を守る」論理による現実主義的な妥協点だったのではないか。このように、カルムイクの牧畜を守るための生存戦略は、ロシア政府との漁場・漁獲魚種を巡る争い、作付品種を巡る争いへと発展していったと考えられる。カルムイクの牧畜と農耕の関係についてはさらなる検証を必要とし、今後の課題としたい。

註釈

- *1 本稿は仏教教団と定住化政策の関係について新たなアーカイヴ史料を加えるとともに、定住化をめぐるロシア帝国の法規定について検討し、カルムイクの定住化を扱った拙稿(井上 2014; 井上 2018)に大幅な加筆修正をしたものである。
- *2 1847年に政府はカルムイクの監督権を国有財産省へ移した。このことによってカルムイクは、そのほかの国有地農民のように定住・農耕生活をおくるための教導を受けることになった(OIKASSR 1967: 244-247)。他の地域の例としては、豊川(2006: 304)は(ヴォルガ・ウラル地域のバシキールアについ

て)「18世紀前半におけるロシア政府の植民政策の基本は遊牧民を定住・農耕へと移行させること」でもあったとする。ただし、豊川は農耕の導入と進展の状況は地域によってその程度に大きな差異があることも指摘している。

- *3 遊牧民の定住化に関する歴史については、岩本 (2019: 23) を参考にした。
- *4 佐川 (2019) は、現在の東アフリカ・ダサネッチにおける若い牧畜民と漁撈の関係について論じており、本稿にとっても非常に示唆に富む。
- *5 例えば、18世紀のトルグード族のハン、ドンドウク＝ダシの子孫はロシア正教に改宗し、オロスをロシア皇帝に「返上」した。その代わり皇帝から所領を下賜され、ロシア貴族ドンドウコフ家となり、のちにコルサコフ家と合同した。アレクサンドル・ミハイロヴィチ・ドンドウコフ＝コルサコフ (1820-1893) は、コーカサス総督にまで上り詰めた。
- *6 この点は1847年の統治規程において改善され、冬季には当局の許可を得たうえでステップ南部のより温暖な地域を冬営地として利用することができるようになった。
- *7 ちなみに、定住異族人の規定では、キリスト教を信仰している場合は定住異族人とは呼ばないと規定されており、キリスト教徒であるかないかは異族人と「本源的住民」を分ける大きな指標だったと考えられる。
- *8 メイクシフト・エコノミーと歴史学の関係については、長谷川 (2015) を参照。
- *9 トルグードのハン・アユカの孫 (アユカの長子チャドル＝ジャブの子)。同じくアユカを祖父に持つ従兄弟のドンドウク＝オムボ・ハンに次いで、1758年にロシア政府からハン号を授与された。
- *10 正確には、ザミヤンの跡を継いだ子トゥメン＝ジルガランは妻エリゼ＝オロシフの連れ子で、実父はホイド族のノヨン・デジトだった。ジルガランの子がセレブジャブである (Манджиева 2011)。
- *11 ツアガン＝アマンの寺院は木製で、カルムイク初の固定式の仏教寺院だった。

参照・参考文献

一次史料

〈未公刊史料〉

НАРК: Национальной архив Республики Калмыкия (г. Элиста)

РГИА: Российский государственный исторический архив (г. Санкт-Петербург)

〈公刊史料〉

Сусеева, Данара Аксеновна (2009) *Письма калмыцких ханов XVIII века и их современников (1713-1771 гг.)*. Элиста: Джангар.

Хаптаев, Павел Табинаевич (1932) Оседание бурят-агинского аймака *Революция и национальности* 5, С. 65-73.

二次文献

〈日本語〉

井上岳彦 (2014) 「カルムイク人はどのように定住したのか」 楊海英編『中央ユーラシアにおける牧畜文明の変遷と社会主義』名古屋大学文学研究科比較人文学研究室、11-37 頁。

- 井上岳彦 (2018) 「研究報告 牧畜、漁撈、移動性:19 世紀カルムイク人の生業と土地利用の変容」『生態人類学会ニュースレター』24、88–91 頁。
- 岩本佳子 (2019) 『帝国と遊牧民——近世オスマン朝の視座より』京都大学学術出版会。
- 宇山智彦 (2006) 「『個別主義の帝国』ロシアの中央アジア政策: 正教化と兵役の問題を中心に」『スラヴ研究』53、27–59 頁。
- 小澤重男訳 (1997) 『元朝秘史 (上)』岩波書店。
- 佐川徹 (2019) 「漁労を始めた牧畜民——ダサネツチにおける生業をめぐる文化的評価とその変化」『社会人類学年報』45、41–62 頁。
- 豊川浩一 (2006) 『ロシア帝国民族統合史の研究——植民政策とバシキール人』北海道大学出版会。
- 中村仁志 (2007) 「ロシア辺境の拡大とカザーク」『關西大學文學論集』56 (4)、73–91 頁。
- 西山克典 (2002) 『ロシア革命と東方辺境地域——「帝国」秩序からの自立を求めて』北海道大学図書刊行会。
- 長谷川貴彦 (2015) 「メキシコ・エコノミー論の射程:『福祉』への全体史的アプローチ (論点をめぐって)」『歴史と経済』57 (2)、33–39 頁。
- 若松寛訳 (1995) 『ジャンガル』平凡社。

〈外国語〉

- Khodarkovsky, Michael (1992) *Where Two Worlds Met: The Russian State and the Kalmyk Nomads, 1600–1771*. Ithaca: Cornell University Press.
- Khodarkovsky, Michael (2001) "Ignoble Savages and Unfaithful Subjects": Constructing Non-Christian Identities in Early Modern Russia. Daniel R. Brower and Edward J. Lazzerini (eds.), *Russia's Orient: Imperial Borderlands and Peoples, 1700–1917*. Bloomington: Indiana University Press.
- Slocum, John W. (1998) Who, and When, Were the *Inorodtsy*? The Evolution of the Category of "Aliens" in Imperial Russia. *The Russian Review* 57: 173–190.
- Sunderland, Willard (2004) *Taming the Wild Field: Colonization and Empire on the Russian Steppe*. Ithaca: Cornell University Press.
- Suny, Ronald Grigor (2001) The Empire Strikes Out: Imperial Russia, "National" Identity, and Theories of Empire. Ronald Grigor Suny and Terry Martin (eds.), *A State of Nations. Empire and Nation-Making in the Age of Lenin and Stalin*. Oxford: Oxford University Press.
- Suter, Christlieb (2006) *Geschichte der Gemeinde Sarepta 1765–1775*, Otto Teigeler, ed., 2nd ed., Herrnhut: Herrnhuter Verlag.
- Бадмаев, Андрей Васильевич, ред., сост. (2003) *Лунный свет: калмыцкие историко-литературные памятники* Элиста: Калмыцкое книжное издательство
- Батыров, В.В.; Горяев, М.С.; Команджаев, А.Н.; Команджаева, Е.А. (2014) *Изменения в системе управления Калмыкией в конце XVIII – начале XX века* Элиста: Джангар
- Воронова, Анна Анатольевна (2005) *Рыбные промыслы Нижней Волги и Каспия в XIX – начале XX вв*, Астрахань: Издательский дом «Астраханский университет».
- Дорджиева, Галина Шираповна (1995) *Буддизм и христианство в Калмыкии. Опыт анализа религиозной политики правительства Российской империи (середина XVII – начало XX вв)*. Элиста: Джангар
- Манджиева, Байрта Барбаевна сост (2011) *Генеалогия икицохуровских хошутов (по материалам собранным Ш.В. Боктаевым)*. Элиста: КИГИ РАН

Митиров, Андрей Гаряевич (1985) Переход калмыков к оседлости в начале XX в. и в первые годы советской власти *Проблемы современных этнических процессов в Калмыкии* Элиста: КНИИИФЭ, С. 77-89.

Митиров, Андрей Гаряевич (1998) *Ойраты-калмыки: века и поколения* Элиста: Калмыцкое книжное издательства

Тепкеев, Владимир Толтаевич (2012) *Калмыки в Северном Прикаспии во второй трети XVII века* Элиста: Джангар

■ 著者紹介

- ①氏名(ふりがな):井上岳彦(いのうえ・たけひこ)
- ②所属・職名:大阪教育大学教育学部・特任講師
- ③生年と出身地:1979年、茨城県。
- ④専門分野・地域:歴史学・ロシア。
- ⑤学歴:北海道大学大学院文学研究科。
- ⑥職歴:札幌学院大学他非常勤講師(2014～2016年)、日本学術振興会特別研究員PD(2016～2018年)。
- ⑦現地滞在経験:ロシア(2004年～)。
- ⑧研究手法:地方都市を歩く。
- ⑨所属学会:ロシア史研究会、日本モンゴル学会、内陸アジア史学会、日本中央アジア学会、日本シベリア学会、生態人類学会。
- ⑩研究上の画期:ロシア連邦カルムイク共和国の地方公文書館で調査した時。カルムイク共和国史観を脱し、新たな歴史叙述の可能性を模索できるようになった。
- ⑪推薦図書:Barrett, Thomas M. (1999) *At the Edge of Empire: The Terek Cossacks and the North Caucasus Frontier, 1700-1860*. Boulder, Colo.: Westview.